

福島県教育委員会平成26年3月定例会会議抄録

1 日 時	平成26年3月17日(月) 午後3時00分
2 場 所	教育委員室(県庁西庁舎9階)
3 出席委員	小野委員長、1番 高橋委員、2番 境野委員、3番 蜂須賀委員、4番 佐藤委員
4 議事内容及び経過	
(1) 開 会	午後3時00分、委員長から3月定例会の開会が告げられた。
(2) 会議録署名委員の指名	委員長から、蜂須賀委員、佐藤委員が会議録署名委員として指名された。
(3) 会 期 の 決 定	委員長より、会期は本日1日とする旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定した。
(4) 記 録 係 の 指 名	委員長から大竹主事が指名された。
(5) 教育長提案理由説明	委員長から教育長に提出事件について説明を求めた。
	教育長から提出議案等について次のとおり概要説明があった。
	(説明概要)
	議案第1号は、第6次福島県総合教育計画の施策毎に平成26年度に実施する事業等を体系的に示す「平成26年度アクションプラン」を策定しようとするもの。
	議案第2号は、福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第3号は、技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正しようとするもの。
	議案第4号は、平成27年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について諮るもの。
	議案第5号は、福島県立美術館長の委嘱について諮るもの。

<p>(6) 会 議 の 非 公 開</p> <p>(7) 議 案 審 議</p> <p>議 案 第 1 号</p>	<p>議案第6号から議案第8号は、平成26年度の人事異動について決定し、発令しようとするもの。</p> <p>報告第1号は、平成27年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に係る改善点について報告するもの。</p> <p>報告第2号は、土曜日等における授業の実施に伴う週休日の振替等の環境整備について報告するもの。</p> <p>報告第3号は、教職員等による不適切な行為に関する実態調査について報告するもの。</p> <p>報告第4号は、教職員に対する訓告処分等の内容について報告するもの。</p> <p>ここで、委員長から、本日の審議のうち、議案第4号以降の議案等について、非公開として審議したい旨の発言があり、これについて諮ったところ、全員異議なく決定し、非公開とされた。</p> <p>第6次福島県総合教育計画「平成26年度アクションプラン」について（議案第1号）、教育総務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委 員：基本目標2にあるように、学校、家庭、地域が一体となった教育は非常に重要なものなので、どうすれば学校教育と家庭での教育を両立できるかについて、教員と保護者がより密に話し合えるような環境づくりを盛り込めば、より良い内容になると思う。また、基本目標3の豊かな教育環境の形成については、教員と子どもとの強い信頼関係のもとでの教育が重要であり、教員と子どもの心が通じ合えるためにどのように支援するかという視点が重要だと思う。</p> <p>教育総務課長：まず、学校、家庭、地域が一体となった教育についてだが、震災以降、特に教育</p>
--	--

を通じて地域を復興させようという取組に対して、国から金が出されている。特に来年度は、学力向上については学校だけでなく地域や家庭における取組との連携が非常に重要であることから、いくつかのモデル校を指定して新しい事業を組み、地域の力、家庭の力を借りて学力を向上させるという取組を進めていきたいと考えている。また、豊かな教育環境の形成については、教員の質を維持しながら多忙化をどのように解消していくかとか、講師の在り方等についても検討していきたい。

委員：資料５２ページの「学校給食モニタリング事業」についてだが、何校ぐらいが検査を民間の機関に委託しているのか。また、５３ページの「未来の子どもを守る食の安全確保事業」において、私立学校における学校給食食材の放射性物質検査に要する費用の一部を補助するとのことだが、学校給食に対して不安を感じている保護者は未だに多く、特に私立学校についてはほとんど検査がされていないという声も聞こえてきている。費用の一部というのはどのようなものなのか。

健康教育課長：１つ目の御質問についてだが、給食を実施する全ての市町村を対象としており、平成２５年度は２３市町村と県立学校６校において検査を民間に委託している。

教育総務課長：２つ目の御質問についてだが、この事業は知事部局で行っている事業である。補助の対象となる経費は、人件費、検査機器の校正費、食材を検査するための試料費等であり、基本的には教育委員会で行っている公立学校を対象とした事業と同じである。また、私立学校では検査がほとんどされていないという声が聞こえてきているとのことだが、モニタリングを行うかどうかの判断は設置者に委ねられており、そもそも給食を出していない学校もあるし、給食を出している場合でも一定のレベ

<p>議案第 2 号</p>	<p>ルで食材を管理しているとか、そういったことでモニタリングを実施していない私立学校もあるかと思う。</p> <p>委員：「学校給食モニタリング事業」は事後検査なのか。子どもの口に入る前に検査すべきではないのか。</p> <p>健康教育課長：「学校給食モニタリング事業」は事後検査であるが、事前検査については資料の同ページの「学校給食検査体制支援事業」の中で行っている。</p> <p>福島県立高等学校の授業料の免除等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第2号）、財務課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：通信制課程の生徒については、これまで授業料の免除はなされていなかったのか。</p> <p>財務課長：高等学校の場合は月単位で授業料を納めてもらっており、何月分から免除するという形が取れたが、通信制課程の場合は1単位当たり170円という形で、入学の際に総額を収入証紙で納めてもらっていたため、免除の対象とならなかったものと思われる。</p> <p>委員：いわき海星高等学校専攻科に在学する生徒については、学費負担者が生活保護を受ける場合でも免除の対象とならないことになるのか。</p> <p>財務課長：専攻科に在学する生徒については、生活保護法による生業扶助に授業料分の措置がなされることになるので、免除の対象外とするものである。</p>
<p>議案第 3 号</p>	<p>技能労務職員の給与及び勤務時間等に関する規則の一部を改正する規則について（議案第3号）、職員課長より説明があり、以下の質疑応答の後、全員異議なく原案のとおり可決した。</p> <p>委員：規則の別表第5には大学卒の項目はないのか。</p>

	<p>職員課長：技能労務職員とは、具体的には学校の用務員、ボイラー技士、調理員等であり、学歴要件としては高校卒及び中学卒としている。大学卒であっても高校卒として扱うこととなる。</p> <p>これ以降の審議については、会議の冒頭で決定されたとおり非公開とされた。</p>
(8) 前回会議録の承認	<p>委員長が、平成26年2月臨時会会議録の承認を求めたところ、全員異議なく承認した。</p>
(9) 議案審議	
議案第4号	<p>平成27年度使用教科用図書選定審議会委員の任命について（議案第4号）、義務教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第5号	<p>福島県立美術館長の委嘱について（議案第5号）、社会教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
議案第6号	<p>平成26年度教育庁及び教育機関の職員の人事について（議案第6号）職員課長より、平成26年度市町村公立小・中・特別支援学校教職員の人事について（議案第7号）義務教育課長より、平成26年度県立学校教職員の人事について（議案第8号）高校教育課長より説明があり、全員異議なく原案のとおり可決した。</p>
～	
議案第8号	
(10) 報告事項	
報告第1号	<p>平成27年度福島県公立学校教員採用候補者選考試験実施に係る改善点について（報告第1号）、高校教育課長より説明があり、了承した。</p>
報告第2号	<p>土曜日等における授業の実施について（報告第2号）、職員課長及び義務教育課長より説明があり、了承した。</p>
報告第3号	<p>教職員等による不適切な行為に関する実態調査について（報告第3号）、職員課長より説明</p>

<p>報告第 4 号</p> <p>(11) 次 回 の 日 程</p> <p>(12) 閉 会</p>	<p>があり、了承した。</p> <p>訓告処分等について（報告第 4 号）、職員課長より説明があり、了承した。</p> <p>平成 26 年 4 月 18 日（金）午後 3 時 00 分に定例会を開会することが決定された。</p> <p>午後 4 時 32 分閉会となった。</p>
--	--